

別府市教育委員会告示第 5 号

別府市学校給食・食育推進等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 元年 12月 24日

別府市教育委員会

別府市学校給食・食育推進等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 別府市立学校における学校給食に関する業務を新学校給食共同調理場に一元化するに当たり、より一層の食育の推進等を検討するため、別府市学校給食・食育推進等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を別府市教育委員会に報告するものとする。

- (1) 別府市立学校における食育の推進に係る施策に関すること。
- (2) 学校給食の充実に関すること。
- (3) 学校給食の円滑な運営に関すること。
- (4) その他学校給食の実施に関し委員会が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから別府市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校給食関係者
- (4) 保護者
- (5) その他別府市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、別府市教育部教育政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 令和2年3月31日までの間は、第8条中「別府市教育部教育政策課」とあるのは、「別府市教育部スポーツ健康課」とする

( 制定理由 )

市立学校における学校給食に関する業務を新学校給食共同調理場  
に一元化するに当たり、より一層の食育の推進等を検討する別府市  
学校給食・食育推進等検討委員会を設置することに伴い、要綱を制  
定するものである。